

## 6 その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項

### (1) 環境省所管地及び所管施設に関する事項

本国立公園内の環境省所管地は、礼文地区の約 1.7ha 及びサロベツ地区内の約 1,394ha である。

#### (ア) 所管地内の利用施設に関する事項

##### 所管地の貸付けについて

国有財産法の規定に基づき、国立公園内の保護と利用に資する行為に対してのみ貸付けを行う。自然公園法における工作物の新築等の申請に合わせ、国立公園集団施設地区等管理規則に即した手続きを行うよう指導する。

##### 所管地内の立入りについて

所管地内の立入りについては、自然公園法等の行為許可を得て行う行為に伴うもの、あるいは学術研究上の調査のためのもの以外は、原則園地、園路（木道）に限るよう指導する。

一部園地等において、木道からの踏み込みや盗採行為が絶えないことから、自然公園法又は国立公園集団施設地区等管理規則上の制限を付与することを関係機関及び所管地内をフィールドとする研究者と調整の上、検討する。

##### 所管地内のペットの同伴について

野鳥繁殖地の保護の観点から、所管地内へのペットの同伴は駐車場、広場に限定し、園路・木道へのペット同伴は行わないよう指導する。

園地事業においては、必要に応じてペット（犬）の待機場所の設置等、ペット同伴者の利便性を向上するための整備を行うことを検討する。

##### 所管地内の利用者指導について

休憩舎及び木道を利用して湿原等に関する解説はボランティアの協力を求めながら、サブレンジャー等と連携により行うものとする。パークボランティアの会を通じ、解説者の育成に努める。

## **(イ) 所管地内の保護施設に関する事項**

### 自然再生施設の木道について

サロベツ原生花園地区及び落合地区の調査木道については、専ら自然再生事業の調査のため使用するものであるため、事故や盗採の防止のための適切な管理を行うものとする。

### 自然再生施設の防護柵について

稚咲内地区の防護柵については、植栽を進める豊富町、地域活動団体と連携し管理する。

## **(ウ) その他所管施設に関する事項**

公園内に設置された環境省が整備した看板、指導標については、定期的に塗装や盤面の更新を行う。

## **(2) その他公園管理において留意すべき事項**

### **(ア) 科学的根拠による管理**

国立公園の管理に当たっては、管理担当となる自然保護官事務所において、守るべき自然の特質を整理把握し、その自然環境とそれを取り巻く社会環境の変化を定期的・定量的に調査監視するとともに、分析をし、常に順応的な対応が迅速にとれるよう努める。

そのため巡視活動、定点観察、文献整理等を行うと共に、研究機関との密な情報交換を行う他、地域活動との連携、戦略的な広報活動を進める。

### **(イ) ボランティア、NPO活動等との連携および担い手の育成**

本国立公園では、数多くのNPOや住民による保全活動・普及活動が行われている。また、利尻山登山道維持管理連絡協議会、礼文島高山植物保護対策協

議会等において自治体が事務局となり地域主導で目標や行動計画を定め、保全活動等を行っている。

今後さらに自治体やNPO等と協働した国立公園管理ができるよう、メーリングリスト、情報掲示板の活用等による相互の密な情報交換、意見調整ができる基盤づくり、協力体制づくりを行う。

また、地域の自然保護、生物多様性保全活動を担う次世代の人材や指導者となる人材の育成を行えるよう子ども向け、大人向けのプログラム整備に努める。

下表に地区毎の活動団体と主な活動についてまとめる。

地区名	活動団体	主な活動内容
利尻地区	利尻島自然情報センター	外来生物駆除、普及活動
	利尻愛山会	清掃登山、普及活動
礼文地区	礼文島自然クラブ	探勝路の維持管理、 盗掘防止パトロール、 外来生物駆除
	レブングル自然館	
	礼文島自然情報センター	
海岸砂丘・ サロベツ地区	浜勇知自然愛護協議会	海岸等の自然環境保全活動
	稚内みなとまちづくり懇談会	海岸清掃
	稚内大谷高等学校	
	豊富高等学校	
	NPO サロベツ・エコ・ネットワーク	海岸清掃、外来生物駆除
	NPO サロベツ	自然観察会
全域	利尻礼文サロベツ国立公園 パークボランティアの会	探勝路の維持、パトロール 清掃活動、自然観察会等

### **(ウ) 広報活動の展開**

地域ルールや自然情報、施設情報等の発信は、ホームページによる情報提供や団体ツアー運営会社、アウトドアショップ等への地域ルールの広報等を行い、また、利用動線上の入り口となる園地や登山口における標識、案内板、解説板等の整備と定期的な更新を行う等、公園利用者等に対し国立公園を訪れる前や公園施設の利用前に周知できるよう、戦略的な広報を行う。

### **(エ) グリーンワーカー事業**

グリーンワーカー事業は、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進し、国立公園等の管理のグレードアップを図るための事業である。

本公園では、主要利用施設及びその周辺の施設補修や外来生物除去等を行っており、今後ともこれらの活動を通じて、国立公園管理を進めると共に、地域の管理体制づくりや自然に対する普及啓発を図る。

### **(オ) 高山植物培養センターとの協力体制**

礼文町が設置している「高山植物培養センター」を利用して、公共事業等の実施に伴う植生の移植及び仮置き、地域系統種の栽培と緑化工への利用及び国立公園内への還元等を行うよう協力を求める。

### **(カ) 国立公園外における外来生物対策**

国立公園内への外来植物の侵入と定着への対策は、国立公園内に限らず、国立公園を含む地域全体で取り組まなければ効果が上がらない。特に礼文島、利尻島においては、低標高から寒地・高山性植物が生育し、外来植物との分

布範囲が重なるため、島内における道路緑化や治山事業等の公共事業における地域系統種による緑化工法導入の推進やフェリーターミナルにおける泥落とし施設の設置等の配慮事項について関係機関、関係団体に協力を求める。